補 足 説 明 書

工事名称：　阪南事業所新築工事

工　　期：契約締結日から　令和９年１２月２４日（金）まで

１．一般事項

(1)　本工事は、設計図書に示すところにより、工事施工に要する一切の労力、材料、機械等の供給を行い、工事対象物の使用目的に沿うよう完成するものとする。

(2)　総合施工計画書の作成に当たっては、仮設物等の設置場所、使用範囲について、隣接地及び他工区に支障を与えないような計画とし、監督職員の承諾を受けること。

(3)　本工事受注者は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（以下、「標仕」という。）」に基づくほか、施工に伴う事故・火災等の災害の防止に十分留意し、緊急時等の適切な対応に努めること。

特に暴風又は大雨警報が発令された場合は、作業時間外（夜間、土曜、日曜、祝日等）においても、社員等を現場に常駐又は定期的に巡回させ、現場内に設置している仮設物や建設機材等の安全管理の徹底を図ること。

(4)　工事施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。

(5)　工事排水を公共用水域（河川、水路等）に放流する場合は、予めＰＨ値の測定などを行い、下水道法の基準に準じた対応を行うこと。

(6)　周辺施設、自治会等に対して、着工後トラブルのないよう事前に十分説明するとともに、騒音・振動・塵埃等を与えることのないよう努めること。

また、本工事に起因する苦情等については誠意をもって解決に当たり、工事の円滑な進捗に努めること。

(7)　周辺道路は、定期的に清掃を行うこと。

(8)　工事範囲周辺の諸施設に対し、破損等の無いよう十分留意すること。万一、破損した場合は、監督職員の指示に従い修復すること。

(9)　受注者は、施工体制の整備のため、本工事受注後、速やかに本センターが提示した様式により工事外注計画書を作成し、監督職員に提出すること。

(10)　建設工事保険等の加入期間は、工期末より１ヵ月後までとする。

(11)　労災補償に必要な法定外の保険契約は、工事着手までに、確認書類（証券の写し等）を監督職員へ提出すること。なお、保険の等級や特約の有無等の契約内容は問わず、原則、当該工事へ係る保険契約の事実のみを求めるものとする。

(12)　建設業退職金共済制度への加入等

①　受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」である旨の標識を掲示すること。

②　受注者は、建退共掛金収納書届を工事契約締結日より１ヵ月以内及び証紙追加購入時に、監督職員を通じ本センターに提出すること。

(13)　労働基準法に規定された法定労働時間を遵守すること。

(14)　現場作業時間は次による。

イ．土曜、日曜、祝日は作業しないこと。
ただし、やむを得ない理由により監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。

ロ．午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分迄とする。
ただし、大型車両の通行や騒音・振動の発生する作業は午前 9 時から午後 5 時までの間に行うこと。

(15) 請負代金内訳書

① 請負代金内訳書
受注者は、建設工事請負契約書（以下、「契約書」という。）第３条に規定のある請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

② 内訳書の内容説明
監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。

(16) 工事の一時中止に係る事項

① 契約書第 20 条の規定により工事を一時中止する場合は、中止期間中における工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、以下の事項を記載すること。ただし、一部一時中止等で、工事現場の維持・管理体制が保たれている場合は、内容を省略することができる。
イ．中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること。
ロ．中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項。
ハ．中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、この旨を明記すること。

② 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

(17) 工事関係書類（様式）は当センターより別途提供する。

(18) 生産性向上技術の活用について

センター監督職員と協議のうえ、BIM、ICT 建築土工、WEB 会議、センター監督職員による建設現場の遠隔臨場等を活用することができる。なお、実施の際は以下の要領等を参考とする。

【BIM】
・官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン
https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001733648.pdf

【遠隔臨場】
・官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000051.html

(19) 熱中症対策について

①以下の項目について施工計画書への記載（位置付け）を行い、熱中症対策を実施すること。

イ．基本的な対策

ⅰ）作業員等への注意喚起
・KY 活動等での熱中症対策についての注意喚起
・啓発ポスター等の掲示

ⅱ）休憩時間の確保

iii）作業環境の改善

・涼しい休憩場所の確保

・作業員等が容易に水分、塩分補給できる環境

・WBGT 値計測装置の設置

ロ．熱中症の重篤化を防止する対策（安衛規則第 612 条の２）

ⅰ）報告体制の整備……熱中症の初期症状にすぐに気づくための体制整備

ⅱ）実施手順の作成……熱中症が疑われる者が現れた場合の手順の作成

iii）関係者への周知……ⅰ）報告体制、及びⅱ）実施手順の関係者への周知

②受注者は、現場作業時には適切な熱中症対策を実施するとともに、熱中症（特別）警戒アラートが発表された場合や身体に危険が及ぶ可能性があると判断した場合などにおいては、作業の一時的な中止を検討すること。

２．仮設工事

(1)　工事用進入路は、指定の経路以外は通行しないこと。また、工事関係車両は、工事範囲周辺道路等に駐車してはならない。工事車両の通行は朝夕の通学、通勤、通園時間帯を避けて行うこと。
工事車両は高圧洗浄機で清掃の上、退出させること。
工事進入路等を破損した場合は、道路管理者等と協議の上速やかに復旧すること。
工事用進入路となる道路については、道路管理者と事前に十分協議すること。なお、大型車両の規制がある場合は所轄警察署に許可を得ること。

(2)　仮囲い、仮設水道その他仮設物の設置、撤去及び維持管理については、良好な維持管理に努めること。

(3)　手すり先行工法による足場
工事で設置する足場については、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省労働基準局長発　平成 21 年 4 月 24 日付基発第 0424001 号）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体または変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準（別紙１）の２の（１）手すり据置き方式又は（２）手すり先行専用足場方式」により行うこと。
ガイドライン及び基準については、下記によりダウンロードすること。
https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.html

(4)　監督員事務所及び現場事務所は図面に示す位置とし、借地に伴う手続については大阪港湾局と協議を行い、用地借地料は受注者において負担すること。

(5)　監督職員事務所内の電話機について、携帯電話等へ転送できるよう手続きを行うこと。

(6)　監督職員事務所等の設置にあたっては、建築基準法（法第 20 条構造耐力ほか）を遵守すること。

３．コンクリート用骨材の試験

・要（３階建以上又は延床面積 500 ㎡を超える、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築工事を対象とし、試験項目・試験方法等は以下による。）

⊙ 不要

(1)　試験項目及び試験方法

①　粒度及び粗粒率　：　試験方法は、JIS A 1102 とする。

②　絶　乾　密　度　：　試験方法は、JIS A 1109 及び JIS A 1110 とする。

③ 吸　　水　　率 ： 同上

(2) 試験時期は、コンクリート工事開始前までに１回、コンクリート工事期間中の１回／月とする。

(3) 試験の管理目標値は標仕 6.3.1 による。

(4) 試験は『コンクリート工事に関する取扱要領（大阪府内建築行政連絡協議会制定）』に基づく登録試験所（以下、「登録試験所」という。）で行い、その結果を監督職員に報告すること。

(5) 試料の採取は、登録試験所又は受注者がレディーミクストコンクリート工場の骨材置場で行うこと。ただし、受注者が試料採取する場合は、監督職員立会いのもと採取し、登録試験所へ搬入すること。

４．コンクリートの材料及び調合

(1) 標仕 6.3.1 の（2）骨材の（ア）（a）の再生骨材Hは採用することができる。

(2) 以下の無筋コンクリートの部位（見えがかりとなる部位は除く）については、再生骨材コンクリートM及び再生骨材コンクリートＬを採用することができる。ただし、採用にあたっては、監督職員の承諾を受けること。

- 街きょ、縁石、側溝類の基礎コンクリート
- 間知石積みの基礎及び裏込めコンクリート
- 捨コンクリート
- 機械室等で用いる配管埋設用コンクリート

なお、材料の品質は、JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）及び JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）による。

５．コンクリートの強度試験

(1) 標仕 6.9.3 の表 6.9.2 の試験の目的「構造体コンクリートの強度の判定」の材齢は、「28 日」を「7 日及び 28 日」と読み替える。

(2) 試験は『コンクリート工事に関する取扱要領（大阪府内建築行政連絡協議会制定）』に基づく登録試験所（以下、「登録試験所」という。）で行い、その結果を監督職員に報告すること。

(3) 受注者が試料採取する場合は、監督職員立会いのもと採取し、登録試験所へ搬入すること。

６．レディーミクストコンクリートの単位水量測定試験

・ 要（延床面積 1,500 ㎡以上の新築工事）

⊙ 不要

別添「レディーミクストコンクリートの単位水量測定要領」により、実施すること。

７．ポンプ圧送によるコンクリート工事の現場点検表

ポンプ圧送によるコンクリート工事については、コンクリート打設前に「コンクリート圧送工事現場点検表」による作業前点検を行うなど適正に処理すること。

８．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に関する手続き等

本工事は、法の規定に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が義務付けられる。

【大阪府 HP】建設リサイクル法の具体的な手続きの流れ

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/recycle_index/flow.html

(1)　工事内容の説明

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、契約を締結する前に、説明書（上記リンクよりダウンロード）に必要事項を明記したうえ、本センターに説明すること。

(2)　契約書の作成

法第 13 条第 1 項の規定に基づき、契約締結に際し、本府が提示した様式（契約書頭書第 7 に定める書面）に必要事項を明記したうえ、本センターに提出すること。

なお、「特定建設資材の再資源化等をするための施設の名称及び所在地」において、大阪府以外の処理施設を記入する場合は、都道府県知事等の発行する当該施設の産業廃棄物処理業の許可の写しを併せて提出すること。

※設計の変更を伴う場合を除き、様式に定められた記載事項の変更については、工事請負契約の変更を行わないものとする。

(3)　下請負者への告知及び契約書の作成

工事の一部を下請負させる場合は、法 12 条第 3 項の規定に基づき、(1)で本センターに行った説明書の内容を告知書（上記リンクよりダウンロード）により下請負者に告知すること。

また、下請契約時には、法第 13 条及び分別解体省令第 4 条に基づき、本府が提示した様式（解体工事に要する費用等を定める書面）に準じて必要事項を明記したうえ、下請契約書に綴じ込むこと。

(4)　報告書の作成

再資源化等が完了した時点で、再資源化等報告書（上記リンクよりダウンロード）に必要事項を明記したうえ、本府に報告すること。

(5)　分別解体等計画書の提出

建設リサイクル法に基づき、本府が提示した様式より各対象建設工事に沿った書類を選定し作成すること。なお、提出方法については監督職員の指示による。

該当工事	対象建設工事の種類	規模の基準
（　　）	建築物の解体工事	床面積の合計　80 ㎡　以上
（ ○ ）	建築物の新築・増築工事	床面積の合計　500 ㎡　以上
（　　）	建築物の修繕・模様替等工事（ﾘﾌｫｰﾑ等）※1	請負代金の額※3　1 億円　以上
（　　）	建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※2	請負代金の額※3　500 万円　以上

※1　建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築・増築の工事に該当しないもの

※2　建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※3　請負代金の額には消費税を含む

９．産業廃棄物の処理

(1)　本工事により発生する産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき受注者の責任において適正に処理すること。

受注者は、産業廃棄物の処理に際して、処理計画書等を作成し、監督職員の承諾を受けること。

また、処理計画書等については、環境省による「建設廃棄物処理指針」に基づき作成すること。

なお、掘削工事に伴う汚泥については、「掘削工事に伴う汚泥と土砂の判断区分」に基づき判断を行い、適正に処分をすること。

「掘削工事に伴う汚泥と土砂の判断区分」

https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/kenpai/index.html

問い合わせ先「大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課」TEL(06)6210-9570

(2) 受注者が産業廃棄物の収集・運搬または処分を処分業者に委託する際は、委託契約を行い、必ず公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（https://www.jwnet.or.jp）が運営する「ＪＷＮＥＴ」を介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み（電子マニフェスト）への加入・登録（電子マニフェストの使用）を行い、「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」に基づき処理を行うこと。

問い合わせ先「大阪府　環境農林水産部　循環型社会推進室　産業廃棄物指導課」TEL(06)6210-9570

(3) 受注者は、産業廃棄物の搬出に伴い、搬出経路の追跡調査及び、処分地を随時確認すること。

(4) 受注者は、産業廃棄物の搬出に際して、別添「運搬車に係る表示義務及び書面備え付け義務の概要」に基づき、産業廃棄物の運搬に供する運搬車である旨の表示等を行うこと。

10. 建設発生土の搬出について

(1) 周辺の阪南２区埋立地内へ搬出を行うものとし、搬出場所については発注者の指示に従うこと。

11. 建築物省エネルギー消費性能適合性判定に係る資料について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号)」に基づき建築物省エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」）が必要な建築物のため、工事中の省エネ適判にかかる変更等について、監督職員の指示に従い、資料を作成すること。

12. 施工体制台帳の提出等

(1) 建設業法に基づき、受注者は下請契約を締結する全ての工事において施工体制台帳（下請契約書、建設業許可の写し等を含む）を作成し、現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に提出すること。また、同様に、施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

13. 本工事では「建築一式工事」 に係る 「監理技術者」を専任で配置すること。

14. 建設業許可業種等に係る建設業法の遵守について

元請負人及び全ての下請負人は、当該工事において、工事の一部を下請負人に請負わす場合は、軽微な工事（建築一式：1500 万円未満、その他：500 万円未満）を除き、当該工事に係る建設業の許可を得た下請負人とすることとし、必要な許可業種については、「建設業許可事務ガイドラインについて」を参照すること。(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001860019.pdf)

許可業種が建築工事業（建築一式工事）及び土木工事業（土木一式工事）のみの場合は、実質的な関与が不明確になるため原則下請負人としないこと。

ただし、注文者が材料を支給する場合は、当該下請契約金額に支給材料の市場価格（運送費含む）を加えた額をもって、「軽微な工事」に該当するかを判断すること。

また、下請負人の主任技術者の専任が必要となる基準額「4,500 万円以上」の判断についても上記と同じように請負代金に支給材料等を加えた額とすること。

なお、必要となる建設業許可について不明な点がある場合には、大阪府都市整備部住宅建築局建築振興課に確認すること。

15. **工事実績情報登録**

工事請負代金額 500 万円以上の工事の受注者は、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、以下の期間に登録しなければならない。なお、以下の期間に土曜日、日曜日、祝日は含まない。

(1)　工事受注時　契約締結後 10 日以内

(2)　登録内容変更時　変更契約締結後 10 日以内

(3)　工事完成時　工事完成後 10 日以内

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

16. **建築物に使用する断熱材は、大阪府グリーン調達方針で示された次の要件を満たすものとすること。**

(1)　フロン類が使用されていないこと

(2)　再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること

17. **ダンプトラックの過積載防止**

道路交通法等の関係法令に基づき下記事項を厳守するとともに、下請業者（運搬業者）への周知徹底を図ること。

(1)　積載重量制限を越えて土砂及び産業廃棄物等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(2)　さし枠装着車、不表示車等に土砂及び産業廃棄物等を積み込まず、また積み込ませないこと。

(3)　過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂及び産業廃棄物等の引き渡しを受けないこと。

(4)　土砂及び産業廃棄物等の搬出、搬入にあたり施工計画書を提出し、監督職員の承諾を受けた後、施工計画書に基づいて施工を行うこと。

18. **共同企業体の下請け契約等**

共同企業体の下請契約等は共同企業体の名称を冠して共同企業体の代表者及びその他の構成員全員の連名により、又は少なくとも共同企業体の名称を冠した代表者の名義で締結すること。

19. **暴力団等の排除について**

(1)　下請負人（受任者）通知書等の提出

元請負人は、下請け契約締結前の下請負人通知等について、下記資料を監督職員に提出しなければならない。

①　下請負人（受任者）通知書（一次下請）

②　下請負人（再委託）予定通知書（一次及び二次下請負人以降）

(2)　下請契約の締結等

元請負人は、受任者又は下請負人（二次下請以降の下請負人及び資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下「下請負人等」という。）との下請契約等の締結にあたっては、下請契約書に、契約書「第 47 条第１項第 11 号」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。

(3)　誓約書の提出

元請負人は、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下、「暴力団排除措置規則」という。）第８条第１項に規定する誓約書をセンターへ提出しなければならない。

元請負人は、下請負人等がいる場合は、これらの者から暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書を、下請契約を締結する際に徴取して、センターへ提出しなければならない。

20. 暴力団関係者からの不当な要求について

(1) 受注者は、契約の履行に当たって、大阪府公共工事等不当介入対応要領の定めるところにより、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、発注者及び管轄警察署への報告を行わなければならない。

(2) 報告は、不当介入報告書により、速やかに、大阪府及び管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に行うものとする。ただし、急を要し、当該不当介入報告書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入報告書を各々提出するものとする。
※報告様式等は以下リンクの大阪府公共工事等不当介入要領による。
https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/futoukainyuu.html

(3) センターは、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

(4) 報告を怠った場合は、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）に基づく公表及び大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を措置することがある。

21. 社会保険等の加入状況の報告

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入している者を下請負人としなければならない。

また、下請負人の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況を確認できる資料（公共建築室様式）を作成し、随時報告すること。

なお、未加入の建設事業者について、健康保険及び厚生年金保険にあっては日本年金機構、雇用保険にあっては大阪労働局に対して当センターから通報する。

通報後はそれぞれ、日本年金機構及び大阪労働局から加入指導が行われる。

22. 特定元方事業者等の講ずべき事項

労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）第 30 条第２項により、同法第 30 条第 1 項に規定する必要な措置を講ずべき特定元方事業者として、本工事受注者（当該工期内に限る）を指名する。

当該工区内で、今後、別途発注される電気設備工事、衛生設備工事等の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害を防止するための措置（労働安全衛生法規則第 634 条の 2 から第 664 条）をとること。

23. 埋設管付近工事について

・工事に先立ち給水・ガス・電気等の埋設管の現況調査にあたっては、おおよその位置をマーキングするとともに、関係事業者に立会いを求めるなど事故防止に努めること。

（例:ガス管 ⇒ 赤色（G）、給水管 ⇒ 青色（W）、電線管 ⇒ 黄色（E）、排水管 ⇒ 白）

・迂回工事後はマーキングを修正し常に現況の埋設位置がわかるようにすること。

・掘削工事に際しては、まず人力掘削にて埋設管位置を確認後、機械掘削併用とすること。

・施工上、埋設管を露出状態で管工事以外の作業を進める場合は、養生を行うとともに不用意に荷重

を掛けることの無いように十分注意すること。

・ガス供給事業者に関しては事前に別途協議を行うこと。

24. その他

(1) 杭芯ずれ等により発生する計画変更に要する費用(手数料等)は本工事受注業者が負うものとする。

(2) 競合工事について

本工事は今後契約予定の別途工事との競合工事（構内舗装工事）となるので、安全対策・工事車輌進入退出口の確保及び工事工程・取り合い等について、監督職員と十分協議のうえ、工事の円滑化に努めること。

(3) 施設の機能、執務、運営に支障のないよう施設管理者及び監督職員と十分協議し、振動、騒音の発生する工事等については、事前に施設管理者に了解を得ること。また、停電、断水等の施設運営に支障となる工事については、施設管理者及び監督職員の承諾を得て行うこと。

(4) 本工事に使用する材料については、発注図面によるものとし、表示されている材料と同等以上とする。

(5) 本工事に配置する監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐）については、別途定めが無い限り「監理技術者制度運用マニュアル」に準じた対応を行うこと。

以　　上